

愛知県厚生農業協同組合連合会 渥美病院
院内認可外保育所管理運営業務委託に係るプロポーザル実施要領

愛知県厚生農業協同組合連合会渥美病院における院内保育所管理運営業務委託に関し、委託者を公募することとします。希望する者は次のとおり提出願います。

1. 業務名

渥美病院院内認可外保育所「たんぼぼ園」（以下「院内保育所」という）管理運営業務委託

2. 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 業務実施場所

渥美病院敷地内「たんぼぼ園」（愛知県田原市神戸町堀池 1-1 緑の風 101 号室）

4. 業務目的

渥美病院（以下「病院」という）では、職員が出産後も継続しての看護職員等の確保と定着を図ることを目的とする。

5. 業務内容

院内保育所管理運営業務委託（各種補助金の申請等を含む。※ 病院内保育所運営費補助金等）
渥美病院院内認可外保育所管理運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という）に定めるところによる。

6. 業者の選定

公募型のプロポーザル方式により選定する。

7. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 法人税、消費税または地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及びその開始決定がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て及びその開始決定がされていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が経営していないもの又は事実上経営に参加していない者であること。公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (4) 本事業の永続性及び安定性を確保するため、財務状況、損益状況及び資金状況に問題のない健全な財務体質を有する企業であること。
- (5) 令和5年9月1日現在で保育運営業務において運営実績が10年以上あり、且つ200床以上の病院の院内保育所の良好な運営実績をもち、現在も継続していること。
- (6) 業者運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (7) 「仕様書」に定める基準を満たすことができること。

8. スケジュール

内容	時期	手続き等
実施要領 ・仕様書交付	令和5年9月27日(水) ～令和5年10月10日(火)	渥美病院ホームページに掲載
参加表明書提出	令和5年9月27日(水) ～令和5年10月11日(水)12:00まで	参加表明書(様式1～3)にて 過去3年間の決算書(様式任意)
質問書提出	令和5年9月27日(水) ～令和5年10月12日(木)12:00まで	質問書 ^{*1} にて * 口頭不可
提案書提出	令和5年10月31日(火)12:00まで	提案書(様式4)見積書(様式5)にて * 下記10に記載のとおり
プレゼンテーション	令和5年11月中～下旬ごろ	場所: 渥美病院 日時等の詳細は後日通知
業者決定通知	令和5年12月中	プレゼンテーション参加業者に通知
委託業務開始	令和6年4月1日(月)	
書類・様式等の入手	渥美病院ホームページ「お知らせ」よりダウンロード可	
書類の提出方法	郵送 ^{*2} または持参 (渥美病院 2F管理事務室 総務課) 〒441-3415 愛知県田原市神戸町赤石1-1 愛知県厚生農業協同組合連合会 渥美病院 総務課 宛 TEL:0531-22-2131(代) E-mail: soumu-k@hp.atsumi.jaaikosei.or.jp	

※1: 質問書に限り、Eメールでの提出も可とする。但し、電話にて到着確認の連絡をすること。

※2: 書留など配達記録が確認できるものに限る。

9. 参加表明書類の提出

次に掲げる資料は原則紙媒体で提出すること。

- (1) 参加表明書(様式1)
- (2) 会社概要・院内保育施設運営実績(様式2)
- (3) 総括的事項(様式3) ※ 添付資料可
 - ① 会社の沿革、組織、人員体制、等が分かるもの
 - ② 院内保育所に対する基本的な考え方、今後の方向性が分かるもの
- (4) 過去3年分の決算書(様式任意)

10. 提案書の提出

- (1) 提案書(様式4)
 - ① 組織運営
 - ア. 運営方針と運営体制の整備状況
 - イ. 病院と受託者との連携体制

② 職員の確保・配置

- ウ. 職員確保に関する計画
- エ. 職員配置や勤務体制の計画
- オ. 職員の教育研修計画、保育の質向上の取組み

③ 保育内容

- カ. 保育指導計画, デイリープログラム, 年間行事計画
- キ. 具体的な保育サービスの提供 (委託料に含む)
- ク. 保育内容の評価体制

④ 安全・衛生・健康管理

- ケ. 事故や災害時の対応, 事故防止のための取組み
- コ. 保育室等の衛生管理方法, 感染対策
- サ. 入所園児と職員の健康管理方法

⑤ 保護者との連携

- シ. 保護者との連絡・連携の仕組み
- ス. 保護者からの意見を反映する仕組み

⑥ 導入スケジュールおよび引継ぎ体制

- セ. 導入スケジュール
- ソ. 業者変更時 (次回更新時含む) の引継ぎに係る協力体制及び内容

⑦ セールスポイント

- タ. 仕様書に定める基準以上の保育サービスの提供
- チ. 委託料低減のための方策等の工夫

(2) 見積書 (様式 5)

11. 各種書類の提出部数とその取扱い

(1) 提出部数

書類	部数
様式 1	1 部
様式 2.3.4.5 ※添付資料	12 部 (正本 1 部および副本 11 部)

(2) 書式

- ① 用紙サイズは原則 A4 判。(縦型・横書き・左綴じ)
- ② フォントサイズは 10.5~12 ポイント。(書体は任意)
- ③ ページを明記。(フッター・中央)
- ④ 散在しないようフラットファイルなどで綴る。
- ⑤ 任意の書式にて表紙を作成すること。(業務名・会社名・日付を明記)

(3) 取扱い

- ① 応募に係る提出書類作成及び提出等に要する費用は、全て提出者の負担とする。
- ② 提出された書類等は、返却しない。
- ③ 提出された書類等は、法令に定める場合を除き、このプロポーザルの目的以外では提出者に無断で使用しない。
- ④ 提案書については、提出後の修正は不可とする。

12. 審査及び評価

(1) 審査方法

渥美病院院内認可外保育所委託業者選定委員会を設置し、委員会において提案内容及びプレゼンテーションの内容にて審査し、業者を決定する。

(2) 評価項目

- ① 組織運営
- ② 職員の確保・配置
- ③ 保育内容
- ④ 安全・衛生・健康管理
- ⑤ 保護者との連携
- ⑥ 導入スケジュールおよび引継ぎ体制
- ⑦ セールスポイント
- ⑧ 見積書

(3) 提案書の提出者の選定

参加表明書を提出したものが5者以上の場合、選定委員会において、参加表明書及び必要書類の記載事項並びに参加資格要件等に基づき審査を行い、提案書の提出者を3者程度まで選定することがある。

13. プレゼンテーションについて

(1) 実施日時・場所

11月中～下旬ごろ渥美病院にて ※ 詳細は後日通知

(2) 実施方法

① 実施時間（1者）

- | | | |
|---------|---|-----|
| ア. 準備 | ： | 3分 |
| イ. 説明 | ： | 15分 |
| ウ. 質疑応答 | ： | 10分 |

② 実施内容

提出した提案書を用いて実施する。

③ 参加者

担当者として従事する方3名以内とする。

14. 選考結果

選考結果については、文書にて通知する。

※ 審査等に対する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

15. 契約の締結

審査により最も優れていると認められる委託業者を優先交渉権者として契約締結を行う。ただし、当該交渉が不調の時は順位付けを行った上位の者から順に契約交渉を行う。

16. 参加者の失格

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 前記7の参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに必要書類の提出がなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合

17. 問い合わせ先

愛知県厚生農業協同組合連合会 渥美病院 総務課長 織田

〒441-3415 愛知県田原市神戸町赤石 1-1

TEL : 0531-22-2131(代) E-mail : soumu-k@hp.atsumi.jaaikosei.or.jp

見積条件設定

1. 提案条件

(1) 定員 8名

(2) 基本開所日・時間

①【通常保育】 月～金曜日 7時45分～18時30分
土曜日(2回/月) 7時45分～18時30分
日曜日(1回/月) 7時45分～18時30分
(年齢内訳) 0歳児:1名 1、2歳児:2名 3歳児以上2名 計5名

②【夜間保育】 4回/月 15時45分～翌10時00分
(年齢内訳) 0歳児:0名 1、2歳児:2名 3歳児以上2名 計4名

③【時間外保育】1時間当たりの単価

(3) 休園日

- ① 土曜日(2回/月)
- ② 日曜日(3回/月)
- ③ 年末年始(12月30日から1月3日)

2. 提案内容

(1) 1項(2)の条件で委託料の積算内訳を明記した上で、月額及び年額を提案する。

※ 令和6年度カレンダーに基づく

(2) 給食及びおやつは見積もりに含まない。

(3) 消費税抜きの金額とする。